

品川区放課後児童健全育成事業の届出に関する事務取扱要綱

制定 平成27年4月1日 要綱第556号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8第2項から第4項までの規定に基づく放課後児童健全育成事業の届出に関する事務について、法および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）により行うものとする。

(廃止または休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）により行うものとする。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

放課後児童健全育成事業開始届

品川区長 あて

事業者
 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)
 連絡先 (代表番号)
 氏名 (法人名及び代表者の氏名)



児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、区長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）
-------	---

放課後児童健全育成事業変更届

品川区長 あて

事業者
住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

連絡先 (代表番号)

氏名 (法人名及び代表者の氏名)

㊦

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に○)	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴	7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び 構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他 ()
変 更 内 容 (「変更する事項」欄 において○をした番 号に応じて記載)	変更前	
	変更後	
事 業 変 更 年 月 日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

品川区長 あて

事業者

住所 （法人の場合は主たる事務所の所在地）

連絡先 （代表番号）

氏名 （法人名及び代表者の氏名）



年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 (具 体 的 に)	
現に便宜を受けている児童 に対する措置 (具 体 的 に)	